

議案第10号

加西市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市火入れに関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市火入れに関する条例の一部を改正する条例

加西市火入れに関する条例(昭和 59 年加西市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 申請者は、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

第 13 条第 1 項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「次の各号のいずれかに該当した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 強風注意報又は暴風警報若しくは暴風特別警報が発表されたとき。
- (2) 乾燥注意報が発表されたとき。
- (3) 林野火災に関する注意報又は火災に関する警報が発令されたとき。

第 13 条第 2 項中「火入中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき」を「火入れ中に前項各号のいずれかに該当した場合又は延焼その他危害が発生するおそれが生じた場合に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

北はりま消防組合火災予防条例（平成 23 年北はりま消防組合条例第 31 号）において、林野火災に関する注意報が創設されること等に伴い、火入れの中止に関する規定に、林野火災に関する注意報を加えるほか所要の改正を行うもの。